

令和4年

第1回仁木町教育委員会定例会議案

日時 令和4年1月18日(火)
午前9時30分

場所 仁木町役場 「委員会室」

令和4年第1回仁木町教育委員会定例会議事日程

令和4年1月18日(火)

午前9時30分 開議

(第1日)

日 程	区 分	件 名
日程第 1		会期決定
日程第 2		会議録承認
日程第 3		教育長事務報告
日程第 4	報告第1号	令和3年度仁木町学校給食第2学期末監査に関する件
日程第 5	議案第1号	仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱に関する件
日程第 6	議案第2号	仁木町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策行事経費補助金交付要綱の制定に関する件
日程第 7	議案第3号	令和4年度全国学力・学習状況調査に関する件
日程第 8	協議案第1号	当面する教育諸問題に関する件

日程第 1 会期決定

日程第 2 会議録承認

日程第 3 教育長事務報告

教育長事務報告 令和3年12月6日(月)～令和4年1月18日(火)

1 令和3年第1回総合教育会議

令和3年12月6日(月) 役場応接室

＝概要＝

- 仁木町子育て支援拠点施設について(町提出議案)
- 仁木町学校教育基本方針に係る保護者説明会及び七飯町立大沼岳陽学校視察について(教育委員会提出議案)
- 仁木町立学校施設の長寿命化改修に係る実施計画について(教育委員会提出議案)

2 令和4年度当初教職員人事に係る人事協議(局来庁)

令和2年11月30日(月) 教育長室ほか

＝概要＝

- ① 人事協議(校長・教頭) 対象者:教育長 面談者:局長及び次長
- ② 校長人事面接 対象者:校長 面談者:局長、次長
- ③ 教頭人事面接 対象者:教頭 面談者:次長
- ④ 人事協議(一般教職員) 対象者:教育長 面談者:企画総務課長ほか
- ⑤ 人事協議(一般教職員) 対象者:校長 面談者:企画総務課長ほか

3 議会運営委員会

令和3年12月8日(水) 議会委員会室

＝概要＝

- 議件 第4回定例会の会期日程等議会運営に関する事項

4 後志町村教育委員会協議会教育長部会と後志小中学校長会合同役員研修会

令和2年12月8日(木) 後志教育研修センター

＝概要＝

- 後志教育研究会について
- 後志中学校文化連盟について
- 後志特別支援教育連絡協議会「児童・生徒の集い」について
- 事務職員の業務に関する学校管理規則の改正について
- その他

- 5 令和3年度第2回仁木町社会教育委員の会議
令和3年12月8日(木) 大江コミュニティセンター
=概要=
○ 研修会 「社会教区委員の役割について」
後志教育局社会教育指導班 田中尚史主査
○ 報告 社会教育事業経過、令和4年成人式、社会教育委員研修等)
○ その他 今後の行事予定、令和3年度第3回仁木町社会教育委員の会議、
情報交流
- 6 仁木町議会議員と銀山中学校3年生との意見交換会
令和3年12月10日(金) 銀山中学校
=概要=
○ 議会議長挨拶、事前アンケートをもとに質疑、生徒代表挨拶、副議長挨拶
○ 主な意見～銀山地区における商業施設の整備要望、仁木バスの定時運行要望など
- 7 学校経営指導訪問(指導監による講演会)
令和3年12月10日(金) 銀山中学校
=概要=
○ 演題 「小中一貫教育の推進に向けて」
○ 講師 後志教育局義務教育指導監 遠藤直俊氏
○ 参加者 銀山小学校教職員11人、銀山中学校教職員14人、岩井教育長
- 8 定例校長会
令和3年12月13日(月) 役場会議室2
=概要=
○ 教育長挨拶(示達事項含む)5件
・ 小中一貫教育の推進について
・ 児童生徒の挨拶の励行について
・ 人事協議の協力依頼について
・ 体罰事案等の指導について
・ 教職員の服務規律の保持について
○ 教育委員会示達事項

- ・ 仁木町教育研究会の今後の在り方について
- 会務報告、連絡事項
- 協議事項
 - ・ 冬期休業中の服務について など
 - ・ その他（2学期制の取り組みについて～教務会報告）
- 各学校の近況・交流、今後の主な日程

次回開催日 令和3年1月21日（木）9：30～会議室2

9 令和4年第4回定例会一般質問に係る町長協議

令和3年12月15日（水） 応接室

＝概要＝

- 上村議員～山村開発センターの環境整備を
- 参加者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、奈良次長、河井住民課長

10 銀山地区学校運営協議会

令和3年12月15日（水） 銀山中学校会議室

＝概要＝

- 協議内容～経過報告、七飯町立大沼岳陽学校視察報告、全国学力学習状況調査における結果概要、いじめ調査に係る概要説明、意見交流
- 出席者～鈴木副委員長、本間委員、大洞（忠）委員、大洞（和）委員、瀬川委員、芳岡委員、庵委員、打矢委員、杉山委員、森木委員、桜ヶ丘中村氏（菅委員代理）、岩井教育長（オブザーバー）

11 学校給食パートタイム調理員面接試験

令和3年12月17日（金） 教育長室

＝概要＝

- 試験官 岩井教育長、奈良次長
- 受験者 3名
- 内定者 2名

12 令和3年第4回仁木町議会定例会

令和3年12月20日（月）～21日（火） 議会議場

＝概要＝

- 報告 2件・令和2年度各会計決算特別委員会審査報告～すべて認定
 - ・議会活性化特別委員会調査報告（中間報告）
- 承認 2件・補正予算2件（専決予算2件）
- 議案 6件・補正予算5件（一般会計ほか4件） 可決
 - ・条例改正1件（報酬及び費用弁償条例） 可決
- 意見書2件・中華人民共和国による人権侵害 可決
 - ・北海道農業の基幹作物てん菜の生産 可決
 - ・地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害 可決
- 一般質問（7人～7件）
 - 佐藤議員 ・ これからの町内会の在り方は
 - 野崎議員 ・ 遊休町有地の活用を
 - 木村議員 ・ 児童・生徒の通学路の安全対策は
 - 門脇議員 ・ 帯状疱疹ワクチン接種に助成を
 - 上村議員 ・ 山村開発センターの環境整備を
 - 嶋田議員 ・ 地域産業の競争力強化プロジェクトの評価は
 - 磨 議員 ・ 町内の空き家の状況と利活用について

13 学校給食試食会（議会議員）

令和3年12月20日（月） 議員控室

＝概要＝

- メニュー 開拓井、ちゃんこ汁、太巻きたまご、牛乳
- 出席者 議会議員9名、町三役3名、監査委員2名

14 議会運営委員会

令和3年12月20日（月） 議会委員会室

＝概要＝

- 議件 第4回定例会の追加議案の取り扱いについて

15 全員協議会

令和3年12月21日（火） 議会委員会室

＝概要＝

- 北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線に関する件

16 仁木町議会定例懇談会

令和3年12月21日(火) ニキヒルズ

=概要=

- 開会(宮本監事)、挨拶(嶋田議員会長)、ご挨拶(横関議長)、乾杯(林副町長)、懇談、結び(原田代表監査)、閉会(宮本監事)

17 令和3年度仁木町民スキー場オープン

令和3年12月27日(月) 仁木町民スキー場

=概要=

- オープン立ち合い～岩井教育長、奈良次長、佐藤係長
- 開設期間 令和3年12月27日(月)～令和4年3月6日(日)

18 政策調整会議

令和3年12月30日(木) 役場応接室

=概要=

- 新型コロナウイルス感染症対策交付金関係
- 業務量調査関係
- 押印の省略関係
- マイナンバーカードの取得推進関係

19 令和3年町民センター舞台納め式

令和3年12月30日(木) 町民センター・多目的文化ホール

=概要=

- 舞台納め式
- 出席者 佐藤町長、林副町長、岩井教育長、奈良次長、佐藤係長、木村主任

20 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和4年1月6日(木) 役場応接室

=概要=

- 町内感染者情報の確認
- 当面の対応

- 21 令和4年舞台始め式
令和4年1月6日(木) 町民センター・多目的文化ホール
＝概要＝
○ 舞台始め式
○ 出席者 林副町長、岩井教育長、奈良次長、佐藤係長、木村主任
- 22 令和4年仁木町成人式
令和4年1月9日(日) 町民センター多目的文化ホール
＝概要＝
○ 開式のことば、国歌斉聴、新成人紹介(11人)、式辞(岩井教育長)、新成人代表宣誓(工藤大空さん)、祝文・祝電披露、記念品披露(木村主任)、お礼のことば(鹿内ひかるさん)、閉式のことば ※終了後、記念撮影
- 23 VSN報告会
令和4年1月11日(火) 議会委員会室
＝概要＝
○ VSNによる地域のネットワークづくり報告
・教育委員会関係 GIGAスクール構想の取組
保護者への情報リテラシーの推進
- 24 仁木町子どものつどい・仁木町子ども体験塾第6回講座
令和4年1月15日(土) 町民センター交流ホール ほか
＝概要＝
○ ジャンボかるた、紙飛行機づくり、ビンゴ大会
※ 参加者33名(児童生徒27名、育成会2名、教育委員会4名)
- 25 辞令交付
令和4年1月17日(月) 仁木町学校給食共同調理場
＝概要＝
○ 令和4年1月17日付け任用会計年度任用職員(パート調理員)辞令交付
○ 対象者～金家調理員、平畑調理員

日程第 4

報告第 1 号

令和3年度仁木町学校給食第2学期末監査に関する件について

このことについて、別紙のとおり実施したので報告します。

令和4年1月18日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩井 秋 男

監 査 報 告 書

(令和3年度第2学期末)

- 日 時 令和4年1月6日(木) 午前10時00分～午前10時30分
- 場 所 仁木町学校給食共同調理場 事務室
- 立 会 者 係長 赤石哲明
- 監査内容 ○ 各関係書類全般監査内容
○ 各関係証拠書類
- 所 見 ○ 各関係書類は適正に整理されている。
○ 収支全体を通じて適正であることを確認する。
○ 食品の購入、在庫状況は極めて良好適切である。

令和4年1月6日

監 事 浪 谷 順 一



監 事 庵 健 司



令和3年度
仁木町学校給食第2学期末監査

日 時 令和4年1月6日(木)

午前10時00分

場 所 仁木町学校給食共同調理場事務室

仁木町学校給食共同調理場

令和3年度 仁木町学校給食年度第2学期末監査

令和3年12月24日 現在

令和3年度仁木町学校給食収支一覧表

【収入の部】

4月分	1,217,350 円	繰越金183,632円を含む
5月分	3,083,413 円	
6月分	2,625,616 円	
7月分	2,110,166 円	
8月分	2,084,094 円	
9月分	2,563,717 円	
10月分	2,189,047 円	
11月分	2,147,161 円	
12月分	5,120 円	12月24日時点(仁木町議会試食会のみ収入)
1月分	円	
2月分	円	
3月分	円	
<hr/>		
	18,025,684 円	

【支出の部】

4月分	2,010,019 円	町外業者	1,564,267 円	町内業者	445,752 円
5月分	2,224,647 円	町外業者	1,745,096 円	町内業者	479,551 円
6月分	2,715,010 円	町外業者	2,105,735 円	町内業者	609,275 円
7月分	1,859,705 円	町外業者	1,431,198 円	町内業者	428,507 円
8月分	950,320 円	町外業者	709,758 円	町内業者	240,562 円
9月分	2,382,479 円	町外業者	1,865,267 円	町内業者	517,212 円
10月分	2,400,324 円	町外業者	1,865,497 円	町内業者	534,827 円
11月分	2,663,957 円	町外業者	2,005,171 円	町内業者	658,786 円
12月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
1月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
2月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
3月分	0 円	町外業者	円	町内業者	円
<hr/>					
	17,206,461 円	町外業者	13,291,989 円	町内業者	3,914,472 円

【通帳残高】

収入 18,025,684 円 — 支出 17,206,461 円
 = 819,223 円(通帳残高)

令和3年度仁木町学校給食収支一覽内訳表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	合計
仁木小学校	1,223,568	631,800	607,389	621,000	618,954	614,763							4,938,474	4,938,474
鯉山小学校	205,668	218,910	219,005	231,666	236,921	238,305							1,806,384	1,806,384
赤井川小	206,034	206,034	206,034	210,513	210,513	214,992							1,670,667	1,670,667
鯉小学校	98,538	98,538	98,538	98,815	98,538	98,538							788,581	788,581
仁木中学校	788,592	413,960	394,048	399,232	416,768	395,584							3,184,824	3,184,824
鯉山中学校	197,491	218,507	219,467	223,681	228,215	229,176							1,801,396	1,801,396
赤井川中学校	274,222	274,222	281,262	279,396	274,222	274,222							2,205,990	2,205,990
学要保護(仁木)	0	0	462,087	0	0	462,087							924,174	992,434
(その他)	0	0	28,956	0	0	0	39,304						68,260	
ALT(仁木)	0	0	21,442	0	0	0	0						21,442	62,043
(赤井川)	4,862	5,459	6,333	4,862	2,431	6,056	5,138	5,459					40,601	
調理場職員	47,003	49,029	58,174	52,077	16,343	48,565	54,019	51,248					376,458	376,458
学校給食(小学)	0	554	0	831	1,662	0	0	0					3,047	
(中学)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	14,242
(町村議会・教育委員会)	0	0	0	2,216	0	0	0	3,859	5,120				11,195	
繰越金	183,632	0	0	0	0	0	0	0	0				183,632	183,632
過年度収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0
雑入	0	0	0	554	0	0	0	0	0				554	559
預金利息	0	0	0	0	5	0	0	0	0				5	0
A.収入額合計	1,217,350	3,083,413	2,625,616	2,110,168	2,084,094	2,563,717	2,189,047	2,147,161	5,120	0	0	0	18,025,684	18,025,684
B.収入額累計	1,217,350	4,300,763	6,926,379	9,036,545	11,120,639	13,694,356	15,873,403	18,020,564	18,025,684	18,025,684	18,025,684	18,025,684		18,025,684
(食料費 町外業者)	1,564,267	1,745,096	2,105,735	1,431,198	709,758	1,865,267	1,865,487	2,005,171						13,291,989
(食料費 町内業者)	445,752	479,551	609,275	428,507	240,562	517,212	534,827	658,786						3,914,472
C.支出額合計	2,010,019	2,224,647	2,715,010	1,859,705	950,320	2,382,479	2,400,324	2,663,957	0	0	0	0		17,206,461
D.支出額累計	2,010,019	4,234,666	6,949,676	8,809,381	9,759,701	12,142,180	14,542,504	17,206,461	17,206,461	17,206,461	17,206,461	17,206,461		17,206,461
A-C.毎月の差	▲ 792,669	858,766	▲ 89,394	250,461	1,133,774	181,238	▲ 211,277	▲ 516,796	5,120	0	0	0		819,223
B-D.累計の差	▲ 792,669	▲ 66,037	▲ 23,297	227,164	1,360,938	1,542,176	1,330,899	814,103	819,223	819,223	819,223	819,223		819,223

令和3年度学校給食物資購入(町外)

区分	業者名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計		
主食	札幌	学校給食会(米飯)	339,355	338,490	389,489	276,486	145,272	362,287	340,410	369,000					2,560,799	
		(パン)	88,842	62,107	149,157	90,371	64,077	118,518	114,977	92,262					780,111	
		(パン)	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	
	小樽	平野商店(パン)	0	50,424	0	0	0	0	0	51,800					102,224	
		(米飯)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
		阿部製麺(種)	30,732	45,610	23,598	31,128	0	31,128	31,128	31,128	31,128				224,452	
		アリア(米飯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	
	副食	札幌	トワニ(パン)	7,387	0	0	7,387	0	7,387	14,774	7,387					44,322
			主食費小計	466,116	496,631	562,244	405,382	209,349	519,320	501,289	551,577	0	0	0	0	3,711,908
			平野商店(パン加工費)	15,224	7,700	24,748	11,816	7,840	22,466	19,219	18,858					125,671
小樽		(米飯加工費)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
		阿部製麺(種加工費)	0	0	0	0	0	0	0	0					0	
		規格外加工費小計	15,224	7,700	24,748	11,816	7,840	22,466	19,219	18,858	0	0	0	0	125,671	
		学校給食会	222,779	222,853	259,990	229,290	61,188	257,389	297,737	284,865					1,816,090	
余市		給食資材	37,723	47,383	44,150	40,208	2,097	25,891	40,640	60,528					288,820	
		コーワ食品	31,946	0	33,891	24,759	28,782	89,866	125,172	54,745					389,961	
		トワニ	329,205	492,584	543,992	364,984	226,984	372,747	392,270	475,743					3,197,889	
	南北海道ヤマト販売	0	0	0	0	0	37,198	0	18,954					56,152		
	コーワ食品	0	0	0	7,344	0	0	0	0					7,344		
	福原豆腐商店	95,504	83,938	74,051	50,490	27,799	45,457	83,117	125,944					586,300		
	かねしろ精肉店	161,505	132,732	232,713	139,014	57,132	265,259	207,783	210,103					1,406,241		
計	成木商店	204,268	251,295	330,156	158,711	88,587	229,874	198,270	225,854					1,686,813		
	副食費小計	1,082,927	1,240,765	1,518,743	1,014,200	492,569	1,323,481	1,344,989	1,436,736	0	0	0	0	9,454,410		
	町外主食合計	481,340	504,331	586,992	416,998	217,189	541,786	520,508	568,435					3,837,579		
	町外副食合計	1,082,927	1,240,765	1,518,743	1,014,200	492,569	1,323,481	1,344,989	1,436,736	0	0	0	0	9,454,410		
	町外合計	1,564,267	1,745,096	2,105,735	1,431,198	709,758	1,865,267	1,865,497	2,005,171	2,005,171	0	0	0	0	13,291,989	
	町外累計	1,564,267	3,309,363	5,415,098	6,846,296	7,556,054	9,421,321	11,286,818	13,291,989	13,291,989	13,291,989	13,291,989	13,291,989	13,291,989	0	
	雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	支出額合計	1,564,267	1,745,096	2,105,735	1,431,198	709,758	1,865,267	1,865,497	2,005,171	2,005,171	0	0	0	0	13,291,989	
	支出額累計	1,564,267	3,309,363	5,415,098	6,846,296	7,556,054	9,421,321	11,286,818	13,291,989	13,291,989	13,291,989	13,291,989	13,291,989	13,291,989	0	

令和3年度学校給食物資購入一覽表(町内)

区分	業者名	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
主食	栗野商店	0	0	33,275	0	26,784	0	0	33,696					93,755
	主食費小計	0	0	33,275	0	26,784	0	0	33,696					0
	倉庫乳業	351,846	377,618	451,281	313,700	167,543	400,662	407,044	437,152	0	0	0	0	2,906,846
副食	牛乳小計	351,846	377,618	451,281	313,700	167,543	400,662	407,044	437,152	0	0	0	0	2,906,846
	栗野商店	93,906	101,933	124,719	82,407	42,995	102,828	104,293	156,103					809,184
	新おたる農協	0	0	0	32,400	3,240	810	23,490	0					59,940
	仁木ファーム	0	0	0	0	0	0	0	31,239					31,239
	土井商店	0	0	0	0	0	12,912	0	596					13,508
	副食小計	93,906	101,933	124,719	114,807	46,235	116,550	127,783	187,938	187,938	0	0	0	0
計	町内主食合計	0	0	33,275	0	26,784	0	0	33,696					93,755
	町内副食合計	445,752	479,551	576,000	428,507	213,778	517,212	534,827	625,090	0	0	0	0	3,820,717
	町内合計	445,752	479,551	609,275	428,507	240,562	517,212	534,827	658,786	0	0	0	0	3,914,472
	町内累計	445,752	925,303	1,534,578	1,963,085	2,203,647	2,720,859	3,255,686	3,914,472	3,914,472	3,914,472	3,914,472	3,914,472	3,914,472

令和3年度学校給食物資購入一覽表(全体)

区分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計
主食	町外主食合計	481,340	504,331	586,992	416,998	217,189	541,786	520,508	568,455	0	0	0	3,837,579
	町内主食小計	0	0	33,275	0	26,784	0	0	33,696				93,755
	主食合計	481,340	504,331	620,267	416,998	243,973	541,786	520,508	602,151	0	0	0	3,931,334
	主食累計	481,340	985,671	1,605,938	2,022,936	2,266,909	2,808,695	3,329,203	3,931,334	3,931,334	3,931,334	3,931,334	3,931,334
副食	町外副食合計	1,082,927	1,240,765	1,518,743	1,014,200	492,569	1,323,481	1,344,989	1,436,736	0	0	0	9,454,410
	町内副食小計	445,752	479,551	576,000	428,507	213,778	517,212	534,827	625,090	0	0	0	3,820,717
	副食合計	1,528,679	1,720,316	2,094,743	1,442,707	706,347	1,840,693	1,879,816	2,061,826	0	0	0	13,275,127
	副食累計	1,528,679	3,248,995	5,343,738	6,786,445	7,492,792	9,333,485	11,213,301	13,275,127	13,275,127	13,275,127	13,275,127	13,275,127
計	合計	2,010,019	2,224,647	2,715,010	1,859,705	950,320	2,382,479	2,400,324	2,663,957	0	0	0	17,206,461
	累計	2,010,019	4,234,666	6,949,676	8,809,381	9,759,701	12,142,180	14,542,504	17,206,461	17,206,461	17,206,461	17,206,461	17,206,461

令和3度 第2学期末棚卸表

品名	数量	単価(円)	金額(円)	適用
白すりごま	0.32 kg	635	203	
乾燥わかめ	1 袋	2,100	2,100	
片栗粉	0.245 kg	285	70	
三温糖	0.815 kg	236	192	
白みそ	3 kg	220	660	
減塩白みそ	6.585 kg	320	2,107	
赤みそ	1.8 kg	220	396	
食塩	2.2 kg	86	189	
こしょう	0.28 kg	1,266	354	
しょうゆ	2.27 kg	240	545	
和風だし	0.22 kg	1,550	341	
中華スープストック	3.21 kg	1,550	4,976	
スープストック	4 kg	1,100	4,400	
コンソメ	0.415 kg	380	158	
白だし	1.69 kg	517	874	
中濃ソース	2 本	173	346	
トマトケチャップ	2 kg	220	440	
ビーフシチュールー	0.285 kg	1,370	390	
ハヤシルルー	0.55 kg	700	385	
ホワイトソースベース	1 kg	770	770	
ベシヤメルソース	1 kg	1,150	1,150	
清酒	1.685 kg	525	885	
食酢	2.135 kg	117	250	
白ワイン	1.25 kg	292	365	
赤ワイン	0.82 kg	292	239	
粉チーズ	0.685 kg	1,820	1,247	
オールスパイス	1 袋	370	370	
ごま油	0.75 kg	879	659	
米サラダ油	3.625 kg	541	1,961	
小麦粉	0.425 kg	150	64	
エルポマカロニ	0.645 kg	255	164	
セルマカロニ	1.32 kg	300	396	
キムチ味	0.95 kg	840	798	
豆板醤	0.9 kg	650	585	
バター	1 個	755	755	
和風ごまドレッシング	1 本	600	600	
焼きそばソース	2.245 kg	1,130	2,537	
天ぷら粉	1.55 kg	240	372	
冷凍生姜	2 袋	210	420	
冷凍にんにく	3 袋	400	1,200	
春巻き	30 個	43	1,275	
チキンオープン焼き	10 個	57	570	
たもぎ茸	3 袋	1,050	3,150	
みりん	4.56 本	265	1,208	消費税10%
合計			41,117	

44,430 (消費税込み)

*みりんの消費税 10%

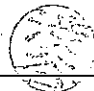
令和3年度仁木町学校給食
第2学期末食品在庫棚卸高

金額 44,430 円

(消費税込み)

別紙のとおり相違ないことを確認します。

令和 4年 1月 6日

監事 渋谷 順一 

監事 庵 健司 

仁木町学校給食 現金出納簿

期間 令和3年8月21日 ～ 令和3年12月24日

仁木町学校給食共同調理場

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
8	31	令和3年4~7月分			
		仁木小学校(準要保護に係る返金) 計	21,348	0	227,164
9	8	銀山小学校視察(8/25 8/26 3人×2日分) 計	0	1,662	228,826
9	10	令和3年8月分			
		赤井川小学校	0	210,513	
		都小学校	0	98,815	
		赤井川中学校	0	274,222	
		ALTほか	0	2,431	
		計	0	585,981	814,807
9	13	利息(信金) 計	0	4	814,811
		令和3年8月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	475,200	1,290,011
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	293,696	1,583,707
9	14	令和3年7月分			
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	145,800	1,729,507
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	105,536	1,835,043
		銀山小学校 計	0	231,656	2,066,699
		銀山中学校 計	0	228,215	2,294,914
9	30	町内業者 令和3年8月分			
		浜野商店	69,779	0	
		倉島乳業	167,543	0	
		JA新おたる	3,240	0	
		計	240,562	0	2,054,352
		町外業者 令和3年8月分			
		北海道学校給食会	270,537	0	
		北海道給食資材	2,097	0	
		平野商店	7,840	0	
		福原宝豆腐店	27,799	0	
		中禰精肉店	57,132	0	
		成木商店	88,587	0	
		コーワ食品	28,782	0	
		トワニ小樽営業所	226,984	0	
		計	709,758	0	1,344,594

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
10	6	準要保護児童・生徒分 (第2四半期分)学区内	0	462,087	1,806,681
10	7	調理場職員(8月分) 計	0	16,343	1,823,024
		利息(JA) 計	0	1	1,823,025
		調理場職員(9月分) 計	0	48,565	1,871,590
10	8	令和3年9月分			
		赤井川小学校	0	210,513	
		都小学校	0	98,538	
		赤井川中学校	0	274,222	
		ALTほか	0	6,056	
		計	0	589,329	2,460,919
10	14	令和3年9月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	475,200	2,936,119
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	277,312	3,213,431
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	145,800	3,359,231
		銀山小学校 計	0	236,921	3,596,152
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	99,328	3,695,480
		銀山中学校 計	0	229,175	3,924,655
10	22	町内業者 令和3年9月分			
		浜野商店	102,828	0	
		倉島乳業	400,662	0	
		JA新おたる	810	0	
		土井商店	12,912	0	
		計	517,212	0	3,407,443
		町外業者 令和3年9月分			
		北海道学校給食会	738,194	0	
		北海道給食資材	25,891	0	
		福原宝豆腐店	45,457	0	
		中禰精肉店	265,259	0	
		成木商店	229,674	0	
		ヤクルト	37,198	0	
		阿部製麺	31,128	0	
		コーワ食品	89,866	0	
		トワニ小樽営業所	380,134	0	

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
10	22	平野商店	22,466	0	
		計	1,865,267	0	1,542,176
11	5	仁木中学校(準要保護に係る返金) 計	2,046	0	1,540,130
11	10	令和3年10月分			
		赤井川小学校	0	210,513	
		都小学校	0	98,538	
		赤井川中学校	0	274,222	
		ALTほか	0	5,139	
		計	0	588,412	2,128,542
11	19	準要保護児童・生徒分【余市町】			
		(第2四半期分)学区外 中学生分 計	0	25,870	2,154,412
		(第2四半期分)学区外 小学生分 計	0	13,434	2,167,846
11	29	令和3年10月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	475,200	2,643,046
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	311,232	2,954,278
		仁木町教育委員会試食会(11/16 7人) 計	0	1,939	2,956,217
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	145,800	3,102,017
		銀山小学校 計	0	236,921	3,338,938
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	105,536	3,444,474
		銀山中学校 計	0	234,669	3,679,143
		調理場職員(9月分) 計	0	54,019	3,733,162
11	30	町内業者 令和3年10月分			
		浜野商店	104,293	0	
		倉島乳業	407,044	0	
		JA新おたる	23,490	0	
		計	534,827	0	3,198,335
		町外業者 令和3年10月分			
		北海道学校給食会	753,124	0	
		北海道給食資材	40,640	0	
		福原宝豆腐店	83,117	0	
		中禰精肉店	207,783	0	
		成木商店	198,270	0	
		阿部製麺	31,128	0	
		コーワ食品	125,172	0	

月	日	摘 要	支払金額	収入金額	差引残額
11	30	トワニ小樽営業所	407,044	0	
		平野商店	19,219	0	
		計	1,865,497	0	1,332,838
12	10	令和3年11月分			
		赤井川小学校	0	214,992	
		都小学校	0	98,538	
		赤井川中学校	0	274,222	
		ALTほか	0	7,379	
		計	0	595,131	1,927,969
12	23	令和3年11月分			
		仁木小学校(信金入金分) 計	0	475,200	2,403,169
		仁木中学校(信金入金分) 計	0	290,048	2,693,217
		仁木小学校(JA入金分) 計	0	145,800	2,839,017
		銀山小学校 計	0	238,305	3,077,322
		仁木中学校(JA入金分) 計	0	105,536	3,182,858
		銀山中学校 計	0	250,191	3,433,049
		調理場職員(11月分) 計	0	51,248	3,484,297
		仁木町議会試食会(12/20 16人) 計	0	5,120	3,489,417
		仁木小学校精算に伴う返金 計	6,237	0	3,483,180
12	24	町内業者 令和3年11月分			
		浜野商店	189,799	0	
		倉島乳業	437,152	0	
		仁木ファーム	31,239	0	
		土井商店	596	0	
		計	658,786	0	2,824,394
		町外業者 令和3年11月分			
		北海道学校給食会	726,127	0	
		北海道給食資材	60,528	0	
		福原宝豆腐店	125,944	0	
		中禰精肉店	210,103	0	
		成木商店	225,854	0	
		ヤクルト	18,954	0	
		阿部製麺	31,128	0	
		コーワ食品	54,745	0	

日程第 5

議案第 1 号

仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要
項に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規
則第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 1 月 18 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱

仁木町立学校ハラスメントの防止に関する要綱（令和2年仁木町教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント</p> <p>ア 教職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと又は不妊治療を受けることをいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。</p> <p>イ 教職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント</p> <p>ア 教職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと又は不妊治療を受けることをいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。</p> <p>イ 教職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント</p> <p>ア 教職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと又は不妊治療を受けることをいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。</p> <p>イ 教職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント</p> <p>ア 教職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能率が低下したこと又は不妊治療を受けることをいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。</p> <p>イ 教職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。）に関して当該教職員の勤務環境を害するような言動をいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p>

新

旧

別表第1 (第2条関係)

別表第1 (第2条関係)

<p>妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用</p>	<p>危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息時間 妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇 出生サポート休暇</p>
<p>育児に関する制度又は措置の利用</p>	<p>育児休業 部分休業 育児短時間勤務 育児時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 男性育児休業 子育てを行う教職員の休暇</p>
<p>介護に関する制度又は措置の利用</p>	<p>介護休暇 介護時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 短期介護休暇 介護欠勤</p>

<p>妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用</p>	<p>危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息時間 妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇</p>
----------------------------	---

<p>育児に関する制度又は措置の利用</p>	<p>育児休業 部分休業 育児短時間勤務 育児時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 男性育児休業 子育てを行う教職員の休暇</p>
------------------------	--

<p>介護に関する制度又は措置の利用</p>	<p>介護休暇 介護時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 短期介護休暇 介護欠勤</p>
------------------------	---

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

日程第 6

議案第 2 号

仁木町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策行事経費補助金交付
要綱の制定に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規
則第 2 条第 1 1 号の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 1 月 18 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

仁木町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策行事経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仁木町体育協会、仁木町文化連盟、仁木町スポーツ少年団本部及び仁木町子ども会育成連絡協議会（以下「関係団体」という。）に加入している団体が主催した行事において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止（以下「感染防止」という。）のためやむを得ず中止した際に負担した経費を助成するための補助金（以下「補助金」という。）を支給することに関して、仁木町補助規則（昭和57年仁木町規則第4号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、関係団体に加入する団体の長とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、次の各号に定めるところにする。ただし、関係団体及び他の団体から助成を受けた経費は対象外とする。

- (1) 消耗品費、郵便料、振込手数料、負担金、旅費、会場使用料、損害保険料のうち、返金や取り消しができない経費
- (2) その他町長が必要と認めた経費

(補助金の申請)

第4条 補助対象者は、補助金の申請にあたり、実績に基づいた経費を算出し、仁木町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策行事経費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 申請期限は、令和4年3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、補助の決定を行うとともに、申請者に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、仁木町会計管理者が発行する口座振込済通知書をもって交付決定通知に替えることができる。

(補助金の実績報告)

第6条 第4条第1項の規定により、規則第14条に規定する実績報告を要しないものとする。

(補助金の交付及び額の確定)

第7条 町長は、第5条の規定による決定を行ったときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付したときは、第6条の規定により規則第15条に規定する補助金の額の確定通知は要しないものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

仁木町長 様

申請者名



仁木町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策行事経費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり補助金を交付されるよう、仁木町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策行事経費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金申請額 _____円

※ 補助対象経費の内訳を添付すること。

日程第 7

議案第 3 号

令和 4 年度全国学力・学習状況調査に関する件について

仁木町教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 1 月 18 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

写

3 文科教第 9 5 4 号

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

義 本 博 司

令和 4 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和 4 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、令和 3 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・教科に関する調査について、国語、算数・数学に加えて理科を実施すること
- ・児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

これらを踏まえ、各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和3年12月21日
文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和4年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年，義務教育学校前期課程第6学年，特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年，義務教育学校後期課程第3学年，中等教育学校前期課程第3学年，特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち，調査の対象となる教科について，以下に該当する児童生徒は，調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は，国語，算数及び理科とし，中学校調査は，国語，数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は，調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし，出題内容は，それぞれの学年・教科に関し，以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や，実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や，様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和4年4月19日火曜日とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

(イ) 児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

令和4年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

(1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

(2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどに

より調査に当たる。

- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学、理科のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

① 当該学校全体の状況

② 各学級の状況

③ 各児童生徒の状況

④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を

図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
- (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
 - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況につい

ては、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。

イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

- (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌20日水曜日以降5月20日金曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

- イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は理科の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査における端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で調査日以降4月28日木曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和4年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和4年4月19日(火)

(後日実施は、4月20日(水)～5月20日(金)まで可能。)

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	理科 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

1時限目	2時限目	3時限目	
国語 (50分)	数学 (50分)	理科 (50分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

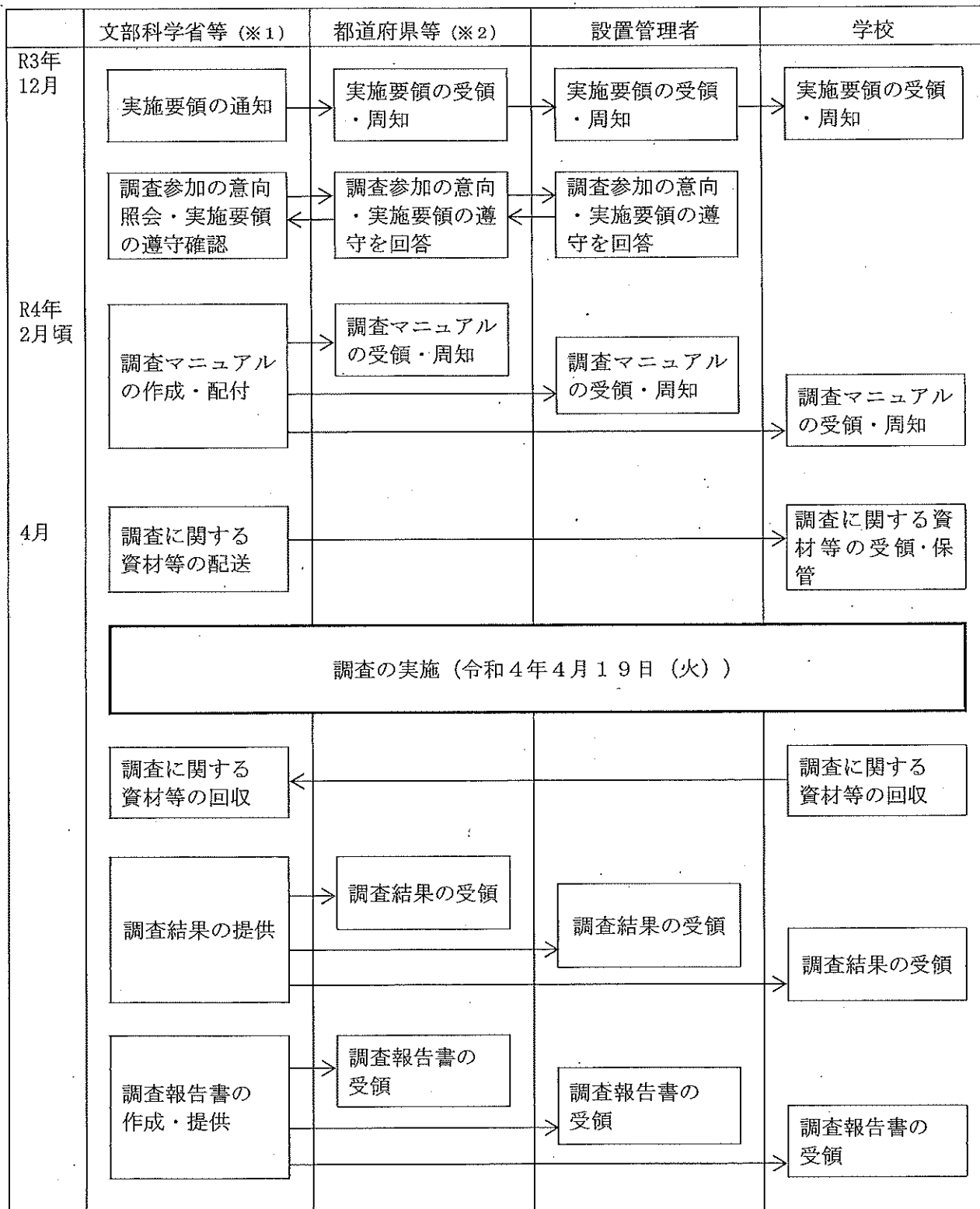
※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

<補足>

※児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、学校の端末を活用して実施する（実施期間は、4月19日(火)～4月28日(木)）。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目（2問程度）も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

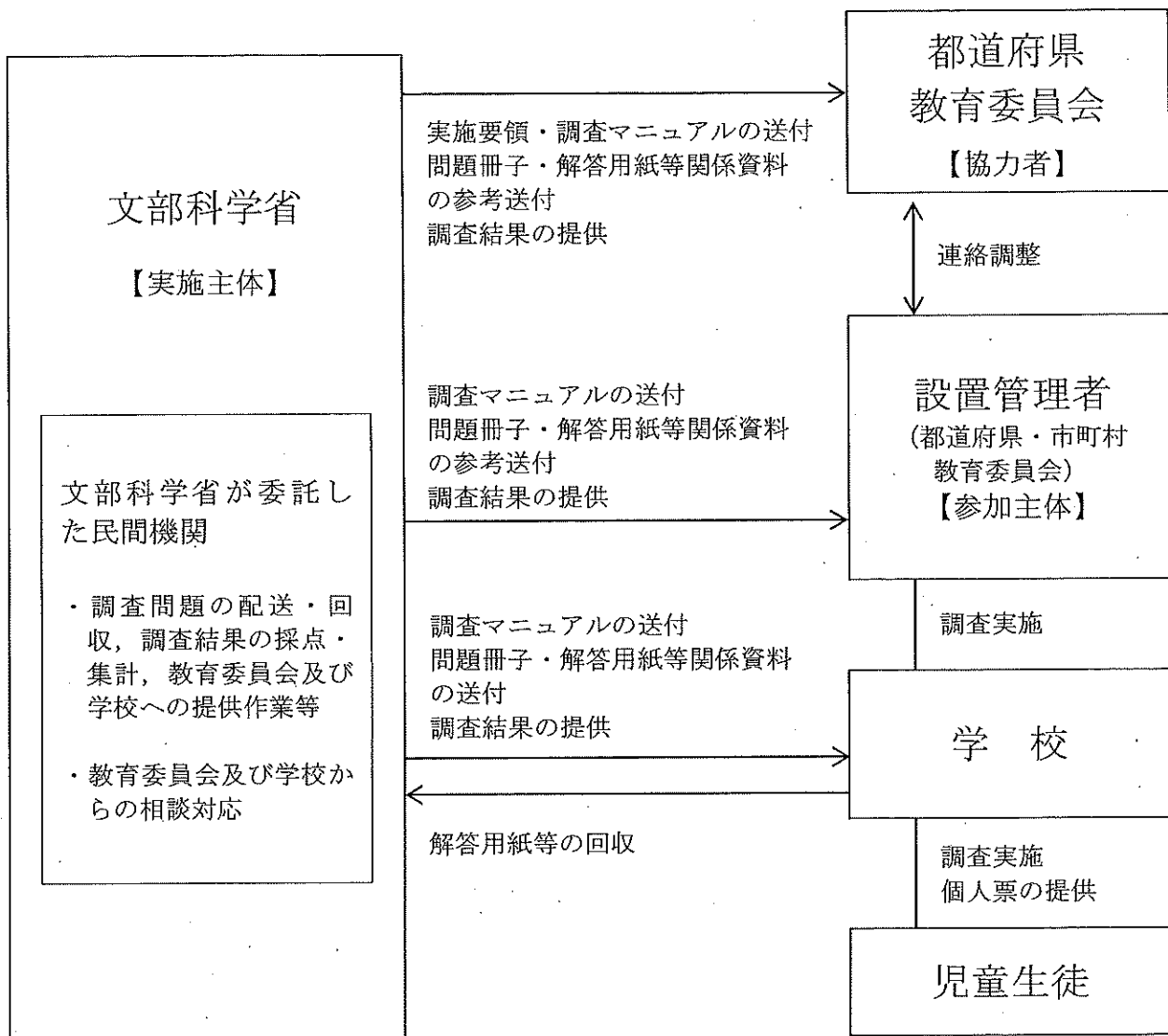


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

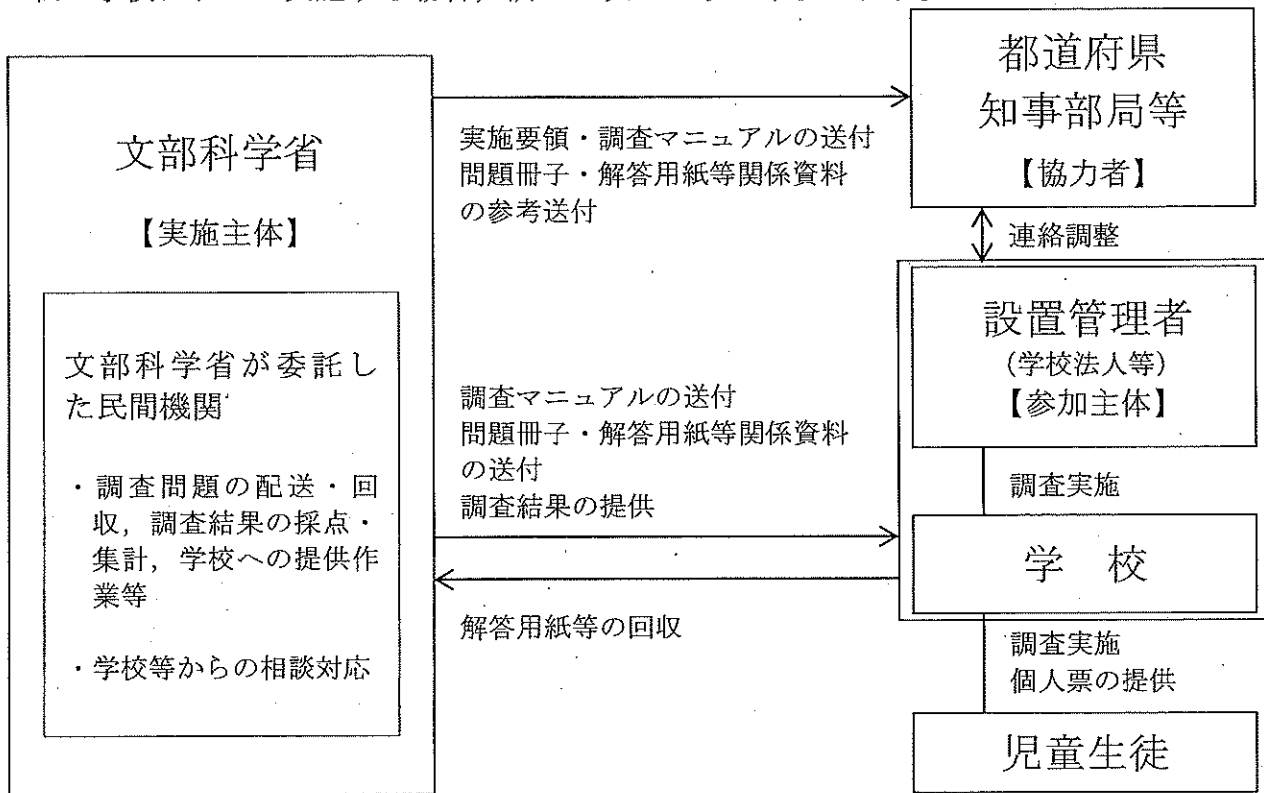
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



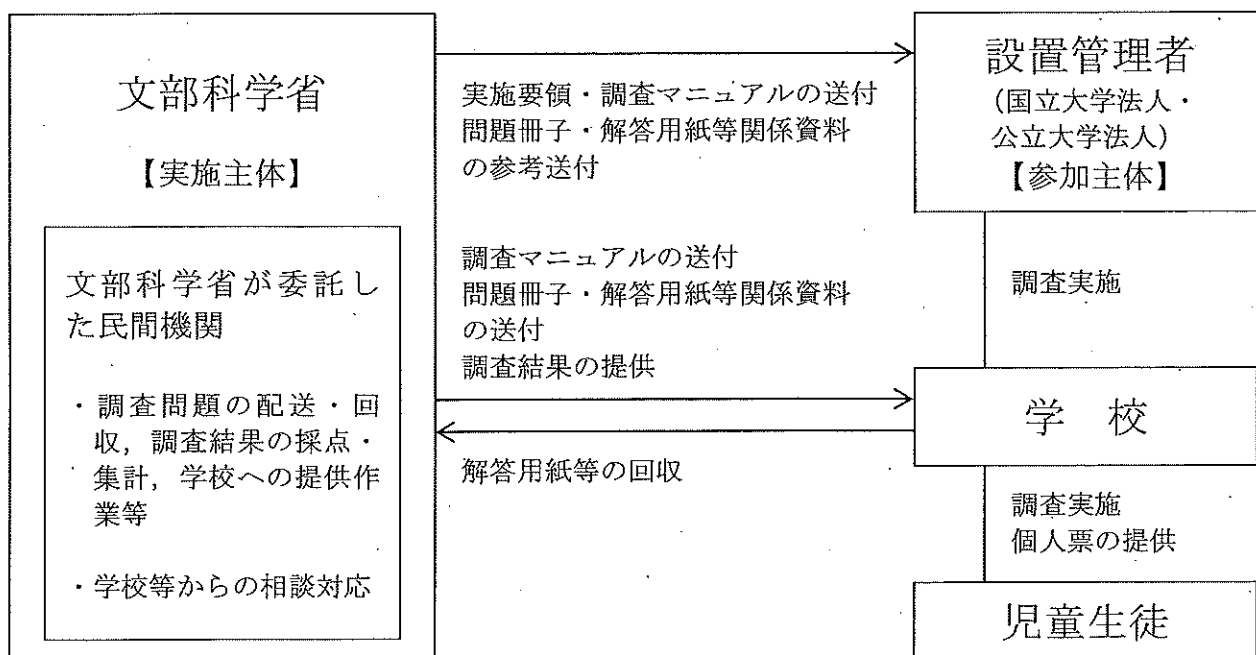
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校，公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		7.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	7.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	7.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	7.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	7.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1	
調査結果の内容	7.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数, 平均正 答率, 中央値, 標準偏差等	○	○	○	○	○	
	7.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
7.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
7.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
7.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況と教科 に関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと, 都道府県(指定都市を除く。)ごと, 指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については, 必要に応じて文部科学省において公表することがある。

日程第 8

協議案第 1 号

当面する教育諸問題について

令和 4 年 1 月 18 日 提出

仁木町教育委員会

教育長 岩 井 秋 男

1 当面する教育諸問題

(1) 令和5年以降の成人式について

P51のとおり

(2) 仁木町学校教育基本方針（案）について

2 当面する行事日程について

★ 令和4年第2回仁木町教育委員会定例会

月 日 () : ~ 委員会室

※令和 3年・・・2月16日(火) 13:27~16:16

※令和 2年・・・2月19日(水) 9:25~12:14

○ 定例校長会

1月20日(木) 9:30～ 会議室2

○ 仁木町民スポーツスキー大会

2月12日(土) : ～ 仁木町民スキー場

○ 教育長杯室内パークゴルフ大会

2月18日(金) 13:00～ 山村開発センター

○ 第29回フルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム大会

2月26日(土) : ～ 仁木町民スキー場

3 その他

(1) 令和3年度第2回銀山地区学校運営協議会について

P52のとおり

令和5年仁木町20歳（はたち）のつどい開催要項

- 1 目的 これまで成人とされていた20歳を節目として、平和な文化国家と活力ある郷土社会づくりへの新たな担い手となっていく若者を激励することを目的とする。
- 2 主催 仁木町教育委員会
- 3 日時 令和5年1月8日（日）
- 4 会場 仁木町民センター・多目的文化ホール
- 5 対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生
男性10名（町内 4名、町外 6名）
女性19名（町内12名、町外 7名）
計 29名（町内16名、町外13名）
- 6 記念品
 - (1) ワイン
※町内ワイナリー業者が生産しているワインから選択してもらい、4月1日以降に到着するように発送することとする。
 - (2) 記念写真
- 7 日程
 - (1) 受付
 - (2) 開式のことば
 - (3) 国歌斉唱
 - (4) 出席者（20歳の方）紹介
 - (5) 式辞 教育長
 - (6) 記念品贈呈 出席者代表者 2名
 - (7) お祝いのことば 町長、議長
 - (8) 祝電披露
 - (9) アトラクション（若鮎太鼓、フルーツ合唱団を予定）
 - (10) 20歳の誓い（お礼のことば） 出席者代表者 1名
 - (11) 閉式のことば
- 8 記念撮影
※出席者、町長、議長、教育長、社会教育委員長
- 9 その他
 - (1) 対象者は、原則として町内在住者とするが、町内小中学校を卒業した者、親元等が町内にあり帰省等で出席を希望する者も対象とする。
 - (2) 集い終了後、出席者のみの交流会（ニキヒルズを予定）を開催する。
 - (3) 来賓はコロナ前と同程度を招待する。

第2回 銀山地区学校運営協議会記録

2021.12.15 18:00～ 銀山中学校会議室

記録者：杉山（銀山中教頭）

- 1 出席者
- ・鈴木 保(副委員長)
 - ・大洞 忠義 (コーディネーター)
 - ・本間 美津雄(委員)
 - ・大洞 和子(委員)
 - ・瀬川 優紀(委員)
 - ・菅 敦(委員→代理出席 中村学園主任)
 - ・芳岡 貴志(銀山小 PTA 会長)
 - ・打矢 和美(銀山小校長)
 - ・庵 健司(銀山中校長)
 - ・森木 真也(銀山小教頭)
 - ・杉山 光宏(銀山中教頭)

- 2 欠席者
- ・加藤 政茂(委員長)
 - ・斉藤 大生(銀山中 PTA 会長)

3 経過報告…特に質疑無し

4 協議説明

- ①義務教育学校視察報告 銀山小打矢校長から
- ・別紙資料参照
 - 地域のニーズに対応した特色ある学校づくりができる、学校教育編成の自由度もある
 - 専科教員による指導が高学年から取り入れられる(教科の専門性を高められる)
 - ・教育長から
 - 小中一貫の義務教育学校に対する説明を町内に令和3年度内に行っていく。
- ②小中から全国学力学習状況調査の報告
- ・別紙資料参照
- ③小中からいじめアンケート結果の報告
- ・別紙資料参照

5 意見交流

- ・(本間委員)～学校だよりもあるが、弁論の内容で「大人との出会い」があったように、子どもたちと一緒にみてあげられたらよい。コロナもあって、顔を合わす機会がなかったためあいさつを交わさなかったのはさびしく思っていた。子どもたちのあいさつが少ないように感じる。
(子どもたちがあいさつをしっかりとできるようにしていきたい)
小学校の校舎の建て替えては、新校舎が速くできるとよい。
- ・(大洞コーディネーター)～コーディネーターという立場で、どう進めていったらよいか。
見守り隊をいつからスタートさせればよいか。
5月連休中に学校花壇に北大生ボランティアが来る。
→中学校としては、生徒とふれあえる場を設けていきたい。
今後は、地域に CS 活動の内容や取り組み発信していくことが必要。

